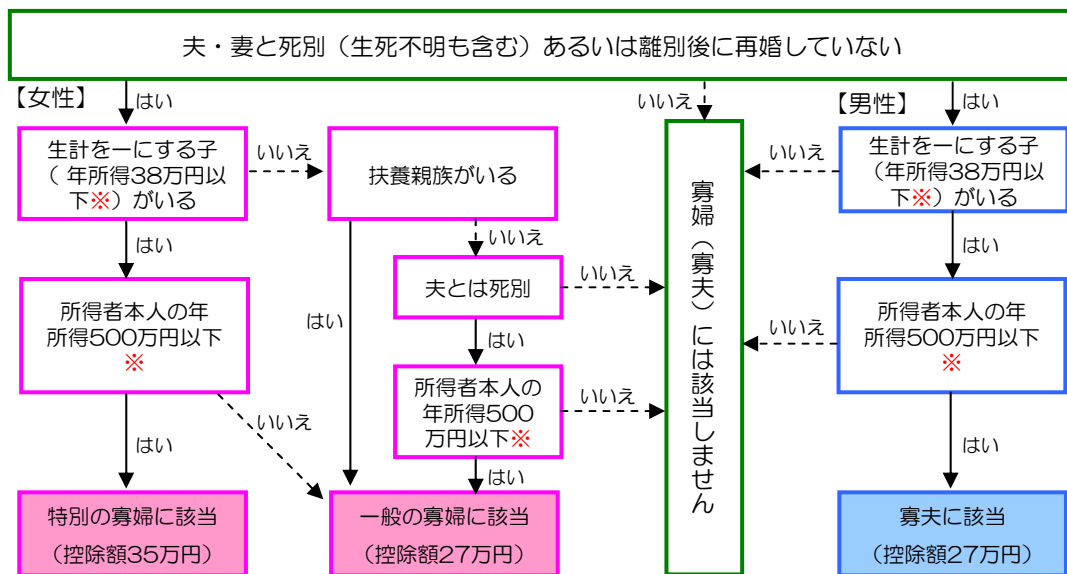
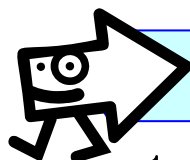


扶養控除申告書のココをチェック!

意外と見落としがちな寡婦(寡夫)控除。まず、下のフローチャートを参考に、寡婦(寡夫)に該当するかチェックしてみましょう。該当者リストを作成しておけば、その翌年からは確認が簡単になり、控除モレも防げるので、一石二鳥です。



※ 年所得38万円以下→給与収入のみの場合は103万円以下/年所得500万円以下→給与収入のみの場合は6,888,889円以下
 給与以外の収入については、別途お問い合わせ下さい。



保険料控除申告書のココをチェック!

1. 生命保険控除証明書には<生命保険一般用>と<個人年金用>の2種類があります

もし、平成21年中に生命保険料として10万円超、個人年金保険料として10万円超の保険料を支払っていたら、それぞれ5万円(合計で10万円)の控除が認められます。生命保険料としてひとまとめに合計していませんか? もう1度、控除証明書を確認してみましょう!

2. 旧長期損害保険の保険料は地震保険料控除の対象です

平成18年末までに締結した長期損害保険契約(保険期間が10年以上あり満期返戻金が支払われる)にかかる保険料は、一定の金額について地震保険料控除の対象となります。

3. 家族の社会保険料を納付したら、その全額が控除の対象です

扶養しているお子さんやご両親の国民年金保険料や介護保険料を支払っている場合、負担した保険料全額が控除の対象となります。ただし、国民年金・国民年金基金は証明書の添付が必要です。



年末調整ミニガイド

~年末生まれは親孝行!??~

扶養親族に該当するかどうかは、その年の12月31日時点で判定します。例えば、12月30日に子どもが生まれたら? もちろん扶養親族1人増加なので、控除額38万円が追加されます。すでに年末調整が終わってしまっても、翌年1月31日までであれば、年末調整のやり直し(再年調)ができます。もし会社で再年調ができなくてもご心配なく! ご自身で確定申告をすれば、納めすぎた税金は戻ってきますよ。